

広島市告示（中区）第253号

平成18年11月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第254号

平成18年11月24日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除去し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第255号

平成18年11月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（中区）第256号

平成18年11月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第257号

平成18年11月27日

市民球場東B駐輪場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、11月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（中区）第258号

平成18年11月29日

大手町駐輪場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、11月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（中区）第259号

平成18年11月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第192号

平成18年11月2日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第193号

平成18年11月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第194号

平成18年11月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第195号

平成18年11月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第196号

平成18年11月13日

下記駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月13日に東部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第197号

平成18年11月16日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第198号

平成18年11月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第199号

平成18年11月21日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成18年11月21日から平成18年12

月5日まで東区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 道路の種類 | 路線名          | 変更区間                     | 旧別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|--------------|--------------------------|----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 東4区<br>141号線 | 東区牛田本町四丁目<br>1313番地1地先から | 旧  | メートル<br>2.90<br>～<br>3.60 | メートル<br>14.57 |
|       |              | 東区牛田本町四丁目<br>1313番地1地先まで | 新  | メートル<br>1.20<br>～<br>1.50 |               |

~~~~~  
広島市告示（東区）第200号

平成18年11月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第201号

平成18年11月30日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成18年11月30日から同年12月14日まで、広島市東区建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 区分 | 新別<br>旧 | 路線名等                | 所 在（起点及び終点）                     |
|----|---------|---------------------|---------------------------------|
| 里道 | 旧       | 東1区<br>1147号<br>里 道 | 広島市東区温品町202番9地先<br>から207番5地先まで  |
|    | 新       | 東1区<br>1147号<br>里 道 | 広島市東区温品町202番9地先<br>から202番12地先まで |

~~~~~  
広島市告示（東区）第202号

平成18年11月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第 2 0 3 号

平成 1 8 年 1 1 月 3 0 日

下記駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月30日に東部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第 1 9 3 号

平成 1 8 年 1 1 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 1 9 4 号

平成 1 8 年 1 1 月 2 日

広島駅南口第一自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月30日に東部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第 1 9 5 号

平成 1 8 年 1 1 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 1 9 6 号

平成 1 8 年 1 1 月 2 日

旭町駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月31日に広島市東部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、1か月間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第 1 9 7 号

平成 1 8 年 1 1 月 8 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 5 4 年 1 2 月 2 1 日条例第 6 5 号）第 1 7 条の 2 の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（南区）第 1 9 8 号

平成 1 8 年 1 1 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 1 9 9 号

平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日から同年 2 4 日まで南区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路 の 種類	路 線 名	変 更 区 間	旧 新	敷地の 幅 員	敷地の 延 長
市道	南 2 区 3 1 号線	南区堀越二丁目 3 4 6 番 地 3 地先から	旧	メートル 4.40 〽 6.50	168.70 メートル
		南区堀越二丁目 5 9 番地 3 地先まで	新	メートル 8.50 〽 19.50	168.70 メートル

広島市告示（南区）第 2 0 0 号

平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日から同月 2 4 日まで南区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	南2区 31号線	南区堀越二丁目346番地3地 先から 南区堀越二丁目59番地3地先 まで	平成18年 11月10日

広島市告示（南区）第201号

平成18年11月13日

広島駅南口第五自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月10日に東部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

広島市告示（南区）第202号

平成18年11月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（南区）第203号

平成18年11月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（南区）第204号

平成18年11月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（南区）第205号

平成18年11月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（南区）第206号

平成18年11月16日

次のとおり、住居表示実施区域内における街区の区域の設定及び変更を行います。

広島市長 秋葉忠利

記

1 設定・変更を行う区域

南区の段原日出町、段原日出二丁目、段原山崎三丁目の街区の各一部

2 設定・変更の内容

別図のとおり。

3 設定・変更年月日

平成18年12月1日

別図 略

広島市告示（南区）第207号

平成18年11月21日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（南区）第208号

平成18年11月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（西区）第181号

平成18年11月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（西区）第182号

平成18年11月6日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等について

ては、11月5日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

広島市告示（西区）第 183 号

平成 18 年 11 月 7 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 54 年 12 月 21 日条例第 65 号）第 17 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（西区）第 184 号

平成 18 年 11 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 185 号

平成 18 年 11 月 14 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 54 年 12 月 21 日条例第 65 号）第 17 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（西区）第 186 号

平成 18 年 11 月 15 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 187 号

平成 18 年 11 月 15 日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、11月14日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

広島市告示（西区）第 188 号

平成 18 年 11 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 189 号

平成 18 年 11 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 190 号

平成 18 年 11 月 28 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 54 年 12 月 21 日条例第 65 号）第 17 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（西区）第 191 号

平成 18 年 11 月 30 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 5 第 2 項の規定に基づき、告示対象区域における一の敷地とみなすこと等による緩和の設定を取り消しました。

この関係図書は、広島市西区建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

- 1 認定の取消しを行った区域の場所
広島市西区山田新町二丁目 930 番 1, 930 番 3
- 2 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日
第 1 号 昭和 53 年 4 月 15 日
- 3 認定取消し番号及び年月日

第2号 平成18年11月30日

広島市告示(西区)第192号

平成18年11月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(西区)第193号

平成18年11月30日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、11月29日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第165号

平成18年11月1日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 指 定 番 号 第15号

2 指 定 年 月 日 平成18年11月1日

3 道 路 の 位 置 広島市安佐南区長束一丁目129番2の一部
129番2の地先水路

4 幅員及び延長 幅員 4.50m

延長 28.75m

広島市告示(安佐南区)第166号

平成18年11月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成18年11月2日から同年11月16日まで広島市安佐南区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路 の 種類	路 線 名	変 更 区 間	新 旧	(メートル) 幅 員	(メートル) 延 長
		広島市安佐南区西原九丁目219番地6地先	旧	4.00 ～ 4.00	45.00
	安佐南3区	から			

市道	63号線	広島市安佐南区西原九丁目224番地1地先まで	新	6.27 ～ 10.15	45.00
----	------	------------------------	---	--------------------	-------

広島市告示(安佐南区)第167号

平成18年11月2日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年12月21日条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示(安佐南区)第168号

平成18年11月15日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図書は、広島市安佐南区農林建設部管理課において縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

名 称	所 在 地	供用開始 の 期 日	区 域
高取南緑地	広島市安佐南区高取南一丁目地内	平成18年 11月15日	別紙のとおり

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第169号

平成18年11月16日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年12月21日条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示(安佐南区)第170号

平成18年11月22日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利